

政令番号37 ビスフェノールA

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県						3.4E+2	340.0	340.0
4	宮城県						2.4E+0	2.4	2.4
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	8.0E-1			0.8		4.6E+3	4,598.0	4,598.8
8	茨城県	3.7E+0			3.7	4.2E+0	2.0E+4	20,055.9	20,059.6
9	栃木県						2.3E+2	228.7	228.7
10	群馬県						2.2E+3	2,200.0	2,200.0
11	埼玉県	2.4E+0	1.0E-1		2.5		2.7E+1	27.3	29.8
12	千葉県	5.6E+1	8.2E+1		137.5		5.0E+3	5,008.0	5,145.5
13	東京都								
14	神奈川県	9.0E-1			0.9	7.0E-1	1.7E+3	1,683.4	1,684.3
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県					1.1E+1	1.3E+4	13,011.0	13,011.0
18	福井県						7.0E+3	7,027.0	7,027.0
19	山梨県								
20	長野県						2.6E+3	2,600.0	2,600.0
21	岐阜県								
22	静岡県						1.4E+2	136.0	136.0
23	愛知県		2.3E+1		23.0		9.0E+2	904.7	927.7
24	三重県						1.4E+2	135.3	135.3
25	滋賀県						2.5E+1	25.0	25.0
26	京都府		4.2E+1		42.0		1.8E+2	180.0	222.0
27	大阪府	2.0E+0	9.0E+0		11.0		1.2E+2	120.0	131.0
28	兵庫県	2.0E+0	3.4E+1		36.0		4.1E+2	408.8	444.8
29	奈良県						1.7E+1	16.9	16.9
30	和歌山県						5.1E+1	51.0	51.0
31	鳥取県								
32	島根県						8.0E-1	0.8	0.8
33	岡山県						3.3E+1	33.0	33.0
34	広島県	6.9E+1			69.0		1.8E+3	1,762.0	1,831.0
35	山口県						1.1E+3	1,060.0	1,060.0
36	徳島県								
37	香川県	5.3E+0			5.3				5.3
38	愛媛県		4.8E+1		48.0		1.6E+4	16,013.0	16,061.0
39	高知県								
40	福岡県	1.0E-1			0.1		9.1E+4	91,021.0	91,021.1
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県						3.9E+0	3.9	3.9
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.4E+2	2.4E+2		379.8	1.6E+1	1.7E+5	168,653.1	169,032.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。